

社会福祉法人草津町社会福祉協議会ボランティア人材バンク実施要綱

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人草津町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、ボランティアとして豊富な専門知識、技能等を有する人材を発掘、活用することにより、地域の福祉力及び活力を推進することを目的とする。

(設置)

第2条 本会に「ボランティア人材バンク」（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(登録)

第3条 会長は、人材バンク登録申込書（様式第1号）により申出のあった者で次に掲げる条件を満たすものを人材バンクに登録する。

- (1) 仕事や趣味を通じて得た知識、技能、特技、資格等を持ち、ボランティア派遣依頼者（以下「依頼者」という。）の要望に基づき助言や指導等ができる者
- (2) 草津町内在住又は在勤若しくは草津町にマンション等所有している者
- (3) 原則として無償で活動する者
- (4) 政治、宗教、営利を目的として活動しない者

2 会長は、登録された者（以下「登録者」という。）の氏名及び活動内容等を必要に応じて依頼者に提示できるものとする。

(登録分野)

第4条 前条第2号に掲げる登録者の活動分野は次のとおりとする。

- (1) 福祉
- (2) 観光
- (3) 教育
- (4) 環境
- (5) 文化
- (6) スポーツ
- (7) その他

(登録期間)

第5条 登録者の登録期間は2年とする。ただし、更新は妨げない。

(登録者の抹消)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から辞退の申出があったとき。
- (2) 登録者が第3条第1項各号に掲げる条件に合致しなくなったとき。
- (3) 公の秩序を害するおそれのあるとき。
- (4) その他会長が登録者としての適正に欠けると認めるとき。

(利用者の申込み)

第7条 人材バンクを利用しようとする者は、人材バンク利用申込書（様式第2号）を提出するものとする。

2 会長は、当該利用の諾否を登録者に確認し、利用申込書を提出した者に通知するものとする。

る。

(必要経費の負担)

第8条 人材バンク利用に際しての資料代、材料費、交通費その他の必要経費は、利用者が負担するものとする。

(情報提供)

第9条 会長は人材バンクの活用について、随時情報提供するものとする。

(1) 本会ホームページ

(2) 本会発刊「社協だより」

(3) チラシ等

(活動保険)

第10条 本会は登録者が活動するにあたりボランティア活動保険に加入するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(様式第1号)

社会福祉法人草津町社会福祉協議会
ボランティア人材バンク登録申込書

私は、社会福祉法人草津町社会福祉協議会ボランティア人材バンクの趣旨に賛同し、登録申込みをするとともに、下記の情報が公開されることに同意します。

令和 年 月 日

社会福祉法人草津町社会福祉協議会
会長 中澤 隆 様

(署名) _____ 印

【登録者】

ふりがな 氏名		性別	男・女	年齢	
生年月日	(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日	職業			
勤務先					
住所	〒				
電話番号		FAX番号			
携帯等		Eメールアドレス			

※ **太文字** の項目は、「指導・助言・講演等」を行うことが予定される相手に対して公開する項目です。

【登録・紹介内容等】

1、活動分野 得意な分野、資格等 お書きください。	
---------------------------------	--

※登録完了後、活動される場合には社会福祉協議会においてボランティア活動保険に加入いたします。

(様式第2号)

令和 年 月 日

社会福祉法人草津町社会福祉協議会
ボランティア人材バンク利用申込書

社会福祉法人草津町社会福祉協議会
会 長 中澤 隆 様

下記のとおり、社会福祉法人草津町社会福祉協議会ボランティア人材バンクを利用したいので、申込みをいたします。

【利用申込者】

ふりがな 氏 名		性別	男・女	年齢	
住 所	〒				
電話番号		F A X 番号			
携 帯 等		メールアドレス			

【紹介希望の内容】

希望内容										
希望日時	第1希望	令和	年	月	日	午前・午後	時	～	午前・午後	時
	第2希望	令和	年	月	日	午前・午後	時	～	午前・午後	時
希望場所			住 所							
			電話番号							

※希望の日時について調整をお願いすることもあります。

※希望の内容によっては、要望に応えられないこともあります。